

第54号議案

品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

品川区長 濱 野 健

品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例

品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例（平成24年品川区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条を削る。

第7条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条各号列記以外の部分中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に改め、同条第1号中「宿泊者」を「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を設ける場合は、宿泊しようとする者」に、「位置に」を「位置とし」に改め、「玄関帳場を設置する」を削り、同条第2号および第3号を削り、同条第4号ア中「第1条第1項第2号イまたは第3号」を「第1条第1項第1号」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加え、同号を同条第2号とする。

イ 収容定員に応じた十分な広さを有し、清掃が容易に行うことができる構造とすること。

第7条中第5号を第3号とし、第6号を削り、同条第7号アを次のように改める。

ア 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行うことができる構造とすること。

第7条第7号中ウを削り、イをウとし、アの次に次のように加え、同号を同条第4号とする。

イ 浴槽および洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

第7条第8号を同条第5号とし、同条第9号ア中「便所は、防虫」を「防虫」に改め、同号イを次のように改める。

イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

第7条第9号ウ中「設置する共同便所については、男子用および女子用を区分し、宿泊者の定員に応じて規則で定める数の便器を設置する」を「は、共同便所を設ける」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加え、同号を同条第6号とする。

ウ 共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。

第7条第10号中「は、規則で定める数の給水栓を設置する」を「、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な数を有する」に改め、同号を同条第7号とする。

第7条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(営業者の遵守事項)

第7条 営業者は、公衆の見やすい場所に、旅館業の施設の名称を掲げなければならない。

第6条を削り、第5条を第6条とする。

第4条第1項第1号中「営業」を「旅館業」に改め、同号ウを削り、同項第

2号および第3号を次のように改める。

(2) 施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上または業務上の必要な照度を有すること。

(3) 排水設備については、水流を常に良好にし、雨水および汚水の排水に支障がないようにすること。

第4条第1項第5号ウ中「適当な方法により湿気を除く」を「適切に洗濯、管理等を行う」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号イに次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合には、1週間に1回以上換水して浴槽を清掃すること。

第4条第1項第8号オ(イ)ただし書中「併用し」を「併用する等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「洗面所」の次に「および便所の手洗い設備」を、「供給する」の次に「とともに、石けん等を常に使用することができるよう備える」を加え、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同項に次の1号を加える。

(11) 旅館・ホテル営業以外の施設にあっては、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする体制をとること。

第4条第2項中「営業の」を「旅館業の」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(申請書の添付書類)

第2条 法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、申請書に、旅館業を営もうとする施設について土地および建物に係る登記事項証明書、

賃貸借契約書の写しその他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示すものとして、規則で定める書類を添付しなければならない。

第9条第1項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第1号および第2号を次のように改める。

- (1) 客室は、収容定員に応じた十分な広さを有していること。
- (2) 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。

第9条第1項中第3号および第4号を削り、第5号を第3号とし、同条第2項中「第7条第3号、第4号イおよび第5号から第10号までならびに前条第1項」を「第8条第2号イおよびウならびに第3号から第7号まで」に改め、同項後段を削る。

第10条第1項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に、「次のとおり」を「客室が収容定員に応じた十分な広さであること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第7条第3号、第4号イおよび第7号から第10号までならびに第8条第1項」を「第8条第2号イおよびウならびに第4号から第7号まで」に改め、同項後段を削る。

第11条を削る。

第12条第1項中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「第8条第2項、第9条第2項および第10条第2項において準用する第7条第3号、第9号および第10号」を「第8条第6号（第9条第2項および前条第2項において準用する場合を含む。）」に、「適用しない」を「適用しないことができる」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「適

用しない」を「適用しないことができる」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 旅館・ホテル営業 第8条第3号、第4号ウおよび第6号に規定する基準
第12条第2項第2号中「第9条第1項第1号および第5号」を「第9条第1項第3号」に、「第7条第3号、第5号、第6号、第7号イおよびウ、第9号ならびに第10号」を「第8条第3号、第4号ウおよび第6号」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 旅館業法等が改正されたことに伴い、衛生措置の基準、施設の構造設備の基準等を改める必要がある。